

別添4

上場会社に対する自主規制の概要について

平成19年10月31日

東京証券取引所グループは、昨今、金融商品取引所を取り巻く環境が急速かつ大幅に変化し、とりわけ国際的な市場間競争が益々激しくなっていくと予想される中、わが国のセントラルマーケットを預かる者として、将来にわたり国際競争力の維持・向上を図り、国際金融資本市場の一翼を担っていくために、これまで以上に積極的に改革に取り組んでいく必要があるとの認識のもと、持株会社である株式会社東京証券取引所グループの傘下に、金融商品取引所である株式会社東京証券取引所と、自主規制法人である東京証券取引所自主規制法人を設ける組織体制をとることとし、金融商品取引所の自主規制業務を自主規制法人に委託することとしています。この基盤整備は、東京証券取引所グループとして、東証市場の機能強化・魅力向上に向けて、自主規制業務を取引所から独立した自主規制法人が遂行することで、自主規制機能の独立性を強化し、持株会社を活用することで市場運営会社と自主規制法人の適切な連携による自主規制機能の実効性確保と事業戦略上の自由度の向上を図ることを目的とするものです。

金融商品取引所である東京証券取引所は、自主規制法人に委託した業務を除く取引所金融商品市場の開設に係る業務全般を行うこととしており、その上場部においては、上場制度の企画立案に加え、適時開示に関する事項、上場会社からの各種の相談対応・助言、変更上場等の上場有価証券に関する諸手続等を行うこととしています。東京証券取引所（上場部）では、上場会社がTDnetを利用して適時開示する際に行う事前説明、適時開示をはじめとした各種の相談、諸手続等についての上場会社との窓口として様々な対応をすることとなります。

一方で、金融商品等の上場に関わる自主規制業務については、東京証券取引所は自主規制法人に委託しており、それに基づき、自主規制法人（上場管理部）では、自主規制業務である上場管理業務（金融商品等の上場及び上場廃止に関する業務、上場会社が行う情報の開示に関する審査及び上場会社に対する処分その他の措置に関する業務）を行い、東京証券取引所（上場部）は、自主規制法人が行う上場管理上の審査又は調査等の結果に基づき、上場廃止や上場会社に対する処分その他の措置等を行うこととしています。なお、自主規制法人（上場管理部）が行う上場管理業務としては、具体的には、有価証券上場規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示に係る審査、有価証券上場規程第2編第5章の規定に基づく、特設注意市場銘柄の指定や改善報告書の徴求、企業行動規範に係る勧告・公表などの実効性の確保に関わる審査、有価証券上場規程第2編第6章の規定に基づく、不適当な合併等や虚偽記載又は不適正意見、上場契約違反、株主の権利の不当な制限、公益又は投資者保護などの基準による上場廃止審査等になります。

このほか、東京証券取引所では、その開設する金融商品市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査に係る自主規制業務を自主規制法人に委託しており、それに基づき、自主規制法人（売買審査部）では、インサイダー取引をはじめとする法令諸規則に違反する取引行為に係る売買審査を行っています。

1. 会社情報の開示に係る審査の概要

有価証券上場規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示に係る審査は、上場会社における会社情報の開示の適正性を確保することを目的とし、その適正性を確保するために必要かつ適当と認めるときに行うこととしており、重要な会社情報の開示について次の(1)から(5)までに掲げる観点から行うこととしています。

- (1) 開示の時期が適切か否か。
- (2) 開示された情報の内容が虚偽でないかどうか。
- (3) 開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか。
- (4) 開示された情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないかどうか。
- (5) その他開示の適正性に欠けていないかどうか。

なお、上場会社に対し、東京証券取引所が必要と認めて上場会社に照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。また、東京証券取引所から自主規制業務の委託を受けた東京証券取引所自主規制法人も同様に照会を行うこととなります。上場会社は東京証券取引所から求められた場合と同様に、東京証券取引所自主規制法人からの照会についても直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第415条第1項、第3条第2項】

2. 実効性の確保に関する処分又は措置の概要

(1) 特設注意市場銘柄制度の概要

東京証券取引所は、上場会社が有価証券上場規程第601条第11号（虚偽記載又は不適正意見等）第12号（上場契約違反等）又は第19号（その他公益又は投資者保護）に該当するおそれがあると認めたと認められた後、当該各号に該当しないと認めた場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができることとしています。

特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過するごとに、内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制確認書」を提出しなければなりません。この「内部管理体制確認書」は、有価証券上場規程施行規則第204条第1項第5号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に準じて作成することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第501条関係】

東京証券取引所は、上場会社より提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行うこととしますが、この認定は、次の（1）～（6）までに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

- （1）内部監査又は監査役による監査など、業務執行に対する監査の体制の状況及び当該監査の実施の状況
- （2）経営管理組織又は社内諸規則の整備などの内部管理体制の状況
- （3）経営に重大な影響を与える事実等の会社情報の管理状況及び当該会社情報に係る適時開示体制の状況
- （4）有価証券報告書の作成その他会計に関する社内組織の整備及び運用の状況
- （5）法令等の遵守状況
- （6）特設注意市場銘柄の指定後における有価証券上場規程第2編第4章の規定の遵守状況

なお、特設注意市場銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社に対し、東京証券取引所が必要と認めて内部管理体制等に関し照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。また、東京証券取引所から自主規制業務の委託を受けた東京証券取引所自主規制法人も同様に照会を行うこととなります。上場会社は東京証券取引所から求められた場合と同様に、東京証券取引所自主規制法人からの照会についても直ちにその照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

(2) 有価証券上場規程の違反行為への対応

a. 改善報告書制度の概要

有価証券上場規程に基づく会社情報の適時開示を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認められるときには、上場会社にその経過及び改善措置を記載した改善報告書の提出を求め、提出された改善報告書について、公衆の縦覧に供することとしています。

【有価証券上場規程第502条関係】

東京証券取引所では、原則として、以下の(a)～(c)のいずれかに該当する場合、改善報告書を徴求することとなります。

(a) 適時開示に係る社内体制に不備があり、改善の必要性が高いと認められる場合（以下の～のいずれかに該当する場合）

・ 不適正な情報開示（開示遅延、開示内容の不備等）が認められ、改善報告書を徴求するに至らないが、改善の必要性はあることから、その経緯及び改善策を記載した書面（以下「経緯書」という。）を徴求したにもかかわらず、同書面が速やかに提出されない場合（2週間程度）又は経緯書の記載内容が明らかに不十分な場合

・ 有価証券上場規程違反となることを認識していたにもかかわらず、違反を認識してから1週間程度、適切な適時開示を行わなかった場合

・ 過去2年間に、経緯書を提出した上場会社が、同程度以上の規則違反を犯した場合

・ 過去5年間に、改善報告書を提出した上場会社が、再度の規則違反を犯した場合

(b) 開示注意銘柄の指定を受け、相当の期間内（1週間程度）に適正な適時開示を行わなかった場合

(c) その他、東証が必要と認めた場合

例えば、不適正な開示等を行った結果、流通市場に大きな影響を与えたと判断される場合など

なお、上場会社が改善報告書の提出の求めに応じない場合や改善報告書に記載された改善措置が守られず、有価証券上場規程違反を繰り返す場合など、東証が改善の見込みがないと認めた場合には、上場契約について重大な違反を行ったものとして、上場が廃止されることとなります。

b . 改善状況報告書等の提出及び公衆縦覧

上場会社が改善報告書を提出した場合は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書を提出することが義務付けられており、提出された改善状況報告書は公衆の縦覧に供することとしています。

【有価証券上場規程第503条関係】

なお、上記の提出に加えて、改善報告書の提出から5年が経過するまでの間に当取引所が必要と認める場合は、必要の都度、改善措置の実施状況及び運用状況に関して改善状況報告書を提出することが義務付けられています。また、改善報告書を提出した上場会社に対し、取引所が必要と認めて改善措置の実施状況及び運用状況の照会を行った場合は、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。また、東京証券取引所から自主規制業務の委託を受けた東京証券取引所自主規制法人も同様に照会を行うことがあります。上場会社は東京証券取引所から求められた場合と同様に、東京証券取引所自主規制法人からの照会についても直ちにその照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

(3) 開示注意銘柄制度の概要

上場会社が有価証券上場規程に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認められるときは、当該開示が行われるまでの間、開示注意銘柄に指定して、開示すべき事項が開示されていない旨を東証が公表する場合があります。

【有価証券上場規程第506条関係】

「開示注意銘柄」への指定は、以下のa～cのいずれかに該当する場合で、かつ、東証の開示の求めに対して上場会社が当日中に応じないと認められるときに行います。

- a . 適時開示が求められる会社情報が発生している場合
 - (a) 上場会社に係る情報（決定事実に関する情報、発生事実に関する情報及び決算に関する情報）の発生
 - (b) 子会社に係る情報の発生
 - (c) 非上場の親会社等に係る情報の発生
 上記内容について開示が行われた後、訂正等が必要となった場合も同様です。
- b . 企業の存続性や上場の維持に係る報道又は噂が流布されている場合で、投資者の投資判断に重大な影響を与えることが明らかである場合
- c . 上場有価証券において大幅な価格変動（制限値幅に対して50%程度又は基準値段に対して10%程度の変動）が生じている場合で、当該価格変動と関連性の高い情報が流布されている場合

運用にあたっては、全般的市況、銘柄の特性等を考慮して対処します。

(4) 注意勧告制度の概要

上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当該上場会社に対して、注意勧告を行うことができることとしています。

なお、注意勧告を行った場合は、その旨を公表することとしています。

【有価証券上場規程第507条関係】

(5) 企業行動規範に関する勧告及び公表措置の概要

東証は、以下に掲げる場合であって、必要と認めるときは、上場会社に対し勧告を行うことができることとなっています。上場会社は当該勧告を受けた場合には、流通市場の機能及び株主の権利を尊重すべき上場会社としての立場を十分に踏まえ、勧告に沿った対応を行うようにしてください。また、勧告に沿った対応が上場会社によって行われないうちや、東証が必要と認めるときは、その旨が公表されることがあります。

- ・ 上場会社の最近の投資単位が50万円以上である場合
- ・ 上場会社が、MSCB等の転換又は行使を制限する所定の措置を講じない場合その他MSCB等の発行について流通市場への影響及び株主の権利への配慮が著しく欠けると当取引所が認める場合
- ・ 上場会社が書面による議決権行使等、機関、公認会計士等、業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る企業行動規範のいずれかに違反した場合
- ・ 上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合

また、その他、上場会社が実施する株式分割等が流通市場に混乱をもたらすおそれがあると東証が認める場合や、上場会社が買収防衛策の導入に係る尊重事項を尊重していないと東証が認める場合には、その旨を公表することができることとなっています。

【有価証券上場規程第508条関係】

3. 公認会計士等に事情説明を求める場合の協力義務

東京証券取引所では、上場廃止に係る事項（例えば虚偽記載）について必要と認めた場合には、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。）に対して、事情説明等を求める場合があります。このような場合においては、当該上場会社は公認会計士等が東京証券取引所に対し事情説明がしやすいよう協力することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第606条第1項、第3条第2項】

また、東京証券取引所から自主規制業務の委託を受けた東京証券取引所自主規制法人も同様に事情説明等を求めることがあります。上場会社は東京証券取引所から求められた場合と同様に、東京証券取引所自主規制法人の事情説明等の求めに協力することが義務付けられています。

なお、上記事情説明等を公認会計士等に求める場合には、当該上場会社は、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨を記載した書面を速やかに東京証券取引所に提出することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第606条第2項】

上場会社が上記同意書の提出を拒んだり、遅延させた場合には有価証券上場規程第601条第12号（上場契約違反等）に該当することとなるおそれがありますのでご注意ください。

4. 有価証券の売買等の審査

東京証券取引所では、上場に関わる自主規制業務のほかにも、その開設する金融商品市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査に係る自主規制業務を自主規制法人に委託しており、それに基づき、自主規制法人（売買審査部）では、インサイダー取引をはじめとする法令諸規則に違反する取引行為に係る売買審査を行っています。

（1）会社情報の公表に至る経緯に関する報告義務

東京証券取引所自主規制法人（売買審査部）では、東京証券取引所から委託を受けた自主規制業務として、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認める場合には、上場会社に対し、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行います。

【東京証券取引所自主規制法人業務規程第16条第2項】

上場会社は、自主規制業務を受託する自主規制法人が、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含め、上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合については、照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第415条第4項、第3条第2項】

（2）上場会社に対する注意喚起

東京証券取引所自主規制法人（売買審査部）は、有価証券の売買等の審査の結果、上場会社の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めるときや、会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制（ ）が十分でないとして認められた場合において必要があると認めるときは、当該上場会社に通告し、注意喚起等を行います。

有価証券上場規程第443条に定める「役員、代理人、使用人その他の従業者による金融商品取引法第166条及び同法第167条の遵守を確保するために必要な情報管理体制」を含みます。

【東京証券取引所自主規制法人業務規程第18条第1項】

また、この注意喚起を行った場合において必要があると認めるときは、上場会社に対し、改善措置等について文書による報告を求めることとしています。

【東京証券取引所自主規制法人業務規程第18条第2項】